

平成27年度北海道大学大学院公共政策学教育部
一般選考入学者試験「専門科目試験問題紙」

科目試験区分： B 行政（政治学、行政法）

答案作成上の注意

1. 試験の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は、政治学は1枚、行政法は1枚である。
3. 解答用紙は両面のものが、政治学は2枚、行政法は1枚である。
4. 解答用紙はすべて必ず提出せよ。
5. 受験番号(2箇所)は、すべて解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 判例及び書き込みのない所定の六法の持ち込みを認める。

平成27年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：B 行政（政治学）

以下の問いに答えなさい。

問題1．圧力団体とは何かを具体例を挙げながら説明するとともに、政策形成過程において圧力団体が果たしている役割の意義と課題について、政党政治と関連付けながら論じなさい。

(50点)

問題2．日本の中央省庁等改革（2001年）の内容とその後の展開を踏まえつつ、政治と行政の関係について多角的に論じなさい。

(50点)

平成27年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：B 行政（行政法）

以下のすべての問いに答えなさい。

問1 行政規則の外部効果について、関連する判例に言及しながら、論じなさい（50点）。

問2 X 電力は、新たに原子炉施設を設置すべく原子力規制委員会から原子炉設置許可処分を受け既に建設工事も開始している。しかし、周辺住民 Y が独自に調査したデータによれば、建設予定地の地下には活断層が存在し、計画されている原子炉施設に耐震性がないことが明らかになった。この場合、Y としてはどのような訴えを提起することが考えられるか述べなさい。その際、学説や判例を挙げながら、問題となるであろう訴訟要件上の論点に言及すること（50点）。

・参考条文

【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）】

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。・・・

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。・・・）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。